

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長認可に係る  
審査請求に対する決定等について（事案 3）（案）

令和 2 年 3 月 1 7 日  
原子力規制委員会

1. 経緯

原子力規制委員会が平成 30 年 11 月 7 日に行った日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長認可について、平成 31 年 2 月 6 日付けで審査請求及び執行停止申立てがあった。

上記の審査請求等について審査を進めてきたところ、原子力規制委員会としての見解の取りまとめに至ったことから、審理手続を終結した旨を別添 1 のとおり通知するとともに、別添 2、3 のとおり決定する。

2. 審査請求人らの主張要旨

**【審査請求について】**

審査請求人らの主張はおおむね以下のとおりである。

- ・ 「格納容器スタビライザ」の耐震安全性評価が不当であること。
- ・ シュラウドサポートを監視しながらの運転継続を認めるべきでないこと。
- ・ 耐用年数に達しているケーブルを全部新品に交換しなければならないこと、環境認定試験において新品のケーブルを供試ケーブルとしていることは不合理であること。
- ・ 保安規定変更認可に係る申請又は審査が不当であること。
- ・ 本件申請の審査に係る資料に「黒枠・白抜き」があること、審査請求人らの申入書提出を受け付けなかった申請者は原子炉を運転する資格がないこと等。

**【執行停止申立てについて】**

- ・ 本件処分は上述のとおり不当な行政処分であるため、本件処分の執行停止を申し立てる。

3. 審理手続の終結について（別添1）

必要な審理手続を終えたと認めるため、審理手続を終結することとする。

4. 原子力規制委員会の裁決書案等について（別添2、3）

裁決書案及び執行停止申立てに対する決定案は別添のとおりである。裁決書案等の構成は次のとおり。

【裁決書案（別添2）】

主文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

審理関係人の主張の要旨

理由

- 1 審査請求人らについて
- 2 本件運転期間延長認可の違法性又は不当性について
- 3 本件審査請求に係る事由のうち本件運転期間延長認可に係る審査の対象でないもの
- 4 結論

【執行停止申立てに対する決定案（別添3）】

本件運転延長認可については、下記の理由により、その執行を停止しないこととしたので、通知します。

理由

- 第1 審査請求人らについて
- 第2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があるとは認められないことについて
- 第3 本案について理由がないとみえることについて
  - 1 本件運転期間延長認可の違法性又は不当性について
  - 2 本件審査請求に係る事由のうち本件運転期間延長認可に係る審査の対象でないもの
- 第4 結論

5. 今後の予定

審査請求人に対し、審理手続を終結した旨の通知及び裁決の送達を行った後、審査の結果、資料及び議事要旨について、原子力規制委員会ホームページに公開する。

(案)

**資料3別添1**  
**(事案3関係)**

原規規発第 号  
令和 年 月 日

審査請求人

総代 殿  
総代 殿  
総代 殿

原子力規制委員会

### 審理手続の終結について（通知）

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可について（原規規発第 1811074 号）に対する審査請求についての審理手続を終結したので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 41 条第 3 項の規定により通知します。

(案)

原規規発第 号

令和2年 年 月 日

## 裁 決 書

審査請求人 総代  
総代  
総代

処 分 庁 原子力規制委員会

審査請求人らが平成31年2月6日付けで提起した、処分庁による核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の32第2項の規定に基づく日本原子力発電株式会社東海第二発電所（以下「本件発電所」という。）の運転期間延長認可（以下「本件運転期間延長認可」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 事案の概要

- 1 日本原子力発電株式会社（以下「申請者」という。）は、平成29年11月24日付け発室発第176号（平成30年2月23日付け発室発第235号、平成30年5月8日付け発室発第32号、平成30年9月20日付け発室発第96号、平成30年10月19日付け発室発第122号及び平成30年10月23日付け発室発第124号により一部補正）で、原子炉等規制法第43条の3の32第4項の規定に基づき、本件発電所の運転期間延長認可の申請（以下「本件申請」という。）を行った。
- 2 処分庁は、平成30年11月7日付け原規規発第1811074号で、原子炉等規制法第43条の3の32第2項の規定に基づき、本件運転期間延長認可を行った。
- 3 審査請求人らは、平成31年2月6日、審査庁に対し、本件運転期間延長認可の取消しを求める本件審査請求を行った。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人らの主張の趣旨

審査請求人らの主張はおおむね以下のとおりである。

- (1) 「格納容器スタビライザ」の耐震安全性評価が不当であること。
- (2) シュラウドサポートを監視しながらの運転継続を認めるべきでないこと。
- (3) 耐用年数に達しているケーブルを全部新品に交換しなければならないこと、環境認定試験において新品のケーブルを供試ケーブルとしていることは不合理であること。
- (4) 保安規定変更認可に係る申請又は審査が不当であること。
- (5) 本件申請の審査に係る資料に「黒枠・白抜き」があること、審査請求人らの申入書提出を受け付けなかった申請者は原子炉を運転する資格がないこと等。

## 理 由

### 1 審査請求人らについて

審査請求人らの中には、本件発電所から相当離れた地に住所を有する者もあり、審査請求の適格を有するか否か定かではない者もいる。しかしながら、行政庁の違法又は不当な処分に関し、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の趣旨を重視し、当該一部審査請求人らについて審査請求の適格を欠くものとして本件審査請求を却下することはせず、この点について判断を留保した上で、本件審査請求に係る審理を行った。

### 2 本件運転期間延長認可の違法性又は不当性について

審査請求人らは、本件運転期間延長認可に違法又は不当な点を主張するので、以下検討する。

#### (1) 「格納容器スタビライザ」の耐震安全性評価が不当であるとの主張について

審査請求人らは、①格納容器と圧力容器の間で地震の揺れを吸収する構造材である「格納容器スタビライザ」の基準地震動に係る耐震安全性評価に関し、発生応力値（982MPa）が評価基準値（393MPa）を大きく超えていること、②疲れ累積係数（0.834）が1にとっても近いこと、③申請者の耐震安全性に係る申請内容は「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長認可申請の実用炉規則第114条への適合性に関する審査結果（平成30年11月原子力規制庁）」の「2.2.2.1 低サイクル疲労の評価」における「運転開始後60年時点の期間において、運転開始から評価実施日までの過渡回数の発生頻度の1.5倍以上の値を設定していること」との記載に反していること、④本件発電所の耐震性について基準地震動の大幅な引上げに伴い全体の評価を見直すべきであること等を主張するようである。

しかしながら、①については、審査請求人らの指摘する評価部位について

処分庁は、工事計画認可に係る審査において、申請者が「原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1」に基づき、応力分類の一つである「1次＋2次応力」の評価結果が許容応力である「3S」を超えるものの、「3S」を超えるときは弾塑性解析を行うこと」という同指針の記載を踏まえ、「設計・建設規格（J S M E S N C 1－2005）P V B－3300」に基づいて簡易弾塑性解析を行い、疲れ累積係数が1以下であり、耐震性を有するとしたことを確認している。その上で、本件運転期間延長認可に係る審査において、延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮してもその疲労評価に変更を要しないことを確認している。

②については、疲れ累積係数とは、地震等によって生ずる応力の繰り返し回数と許容繰り返し回数の比を指すところ、同係数が1以下の場合には、その数値如何にかかわらず、設計上考慮した地震力等によって繰り返し応力が発生したときであってもその評価部位が疲労破壊しないと判断できるものである。

③については、審査請求人らの引用する低サイクル疲労評価は、地震によって生ずる応力の繰り返しを考慮するものではなく、原子炉の起動・停止などの過渡事象によって疲労破壊しないかを確認する評価であり、耐震安全性評価とは異なる。

④については、処分庁は、工事計画認可に係る審査において、新規制基準を踏まえた基準地震動に基づく本件発電所の耐震性が確保されていることを確認しており、その上で、本件発電所が延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮しても実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）に定める基準に適合するものであることを確認している。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

## (2) シュラウドサポートを監視しながらの運転継続を認めるべきでないとの主張について

審査請求人らは、運転期間延長認可を受ける原子炉は大きな経年劣化の形跡がどこにも見られない程度のものでなければならず、現在ひび割れが発生しているシュラウド<sup>1</sup>について、監視しながらの運転継続を可能とする判断は、運転期間延長認可の審査において導入すべきことではないなどとし、本件発電所の第21回定期検査（平成17年度）において認められたシュラウドサポート溶接部のひび割れについて主張するようである。

しかしながら、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第114条は運転期間延長認可の基準を「延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するものとする」としており、本件申請において、申請者はシュラウドサポート<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 沸騰水炉の炉心支持構造物の一つで、炉心部を構成する燃料集合体や制御棒を内部に収容する円筒状の構造物

<sup>2</sup> シュラウドを支持する構造物

について、亀裂を保守的に模擬した解析モデルによる評価を実施し、運転開始後 60 年時点を包絡する期間の健全性を確認した。以上のことから、処分庁は本件発電所が経年劣化事象を考慮した耐震安全性評価についての要求事項を満足し、運転期間延長認可の基準に適合していると判断した。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

### (3) ケーブルの耐用年数に係る主張について

審査請求人らは、本件発電所を再稼働するには耐用年数に達しているケーブルを全部新品に交換しなければならない、ケーブルの性能試験において劣化が進んだケーブルではなく新品のケーブルで検証していることは不十分であるなどと主張するようである。

しかしながら、審査請求人らの指摘する「ケーブルの耐用年数」は布設環境や使用状況により大きく変化するものであり、一律にある値に定められるものではない。その上で、運転期間延長認可の基準は、前記(2)において述べたとおり、実用炉規則第 114 条において「延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するものとする」としており、本件申請において、申請者はケーブルの劣化の評価においては、劣化処理後の供試ケーブルを用いた環境認定試験による健全性評価を実施し、ケーブルに有意な絶縁低下が生じないことを確認している。また、環境認定試験の結果、有意な絶縁低下と判断する値になる期間が、延長しようとする期間に満たないものについては、その期間に至る前までに取替を行うことを長期保守管理方針として定めている。以上のことから、処分庁は本件発電所が電気・計装設備の絶縁低下について要求事項を満足し、運転期間延長認可の基準に適合していると判断した。

なお、審査請求人らは、新規制基準においては、全てのケーブルを難燃性ケーブルで敷設するように求められているかのように主張する。しかしながら、審査請求人らの主張は火災防護対策に係る事項と解されるところ、これは実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（原規技発第 1306195 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））に基づき基本設計ないし基本的設計方針として設置変更許可の段階で審査される事項であり、本件審査の対象ではない。また、同審査基準は、安全機能を有する構造物、系統及び機器は、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計であることを求めるものの、当該構造物、系統及び機器の材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）である場合、もしくは、当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術的に困難な場合であって、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合は、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計が求められているものではない（同審査基準 2. 1. 2）。申請者は、設置変更許可に係る審査において、非難燃ケーブルを使用する場合は、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性を確保するため、防火シート等により複合体を形成する方針を示しており、処分庁はこれにより、火災が発生することを防止するための措置が講じられているとして、基準に適合していることを確認している。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

### 3 本件審査請求に係る事由のうち本件運転期間延長認可に係る審査の対象でないもの

本件審査請求に係る事由のうち以下のものは、本件運転期間延長認可に係る審査の対象でないので、審査請求人らの主張には理由がない。

以下、個別に理由を述べる。

#### (1) 保安規定変更認可に係る申請又は審査が不当であるとの主張について

審査請求人らは、①申請者は平成25年10月7日までに保安規定変更認可を申請しておらず、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第4号）附則第11条に違反していること、②運転期間延長の認可をした同日付けで処分庁が行った保安規定変更認可について、審査がなされていないこと等を主張するようである。

しかしながら、審査請求人らの主張する原子炉施設保安規定の変更申請は、審査請求人らが取消しを求める本件運転期間延長認可に係る申請とは別の申請であるので、本件運転期間延長認可と関係がないことは明らかであり、本件審査請求の審査対象ではない。

なお、①については、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則附則第11条の規定は、原子力発電所内の規制を原子炉等規制法に一元化するため、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の業務を原子炉等規制法に位置付けたこと等に伴い、これらの業務等に係る事項を平成25年10月7日までに変更申請させることとしたものであり、申請者は平成25年9月24日付け発総室発第64号で、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づき、本件発電所の保安規定変更認可を申請しており、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則附則第11条に違反しているとは認められない。

②については、審査請求人らの主張する運転期間延長の認可と同日付けの保安規定変更認可は、高経年化技術評価の結果を踏まえた長期保守管理方針の変更（追加）を内容とするものである。この高経年化技術評価は、申請者において本件申請の前提たる劣化状況評価と一体としてなされたもので、処分庁におけるその審査も本件申請に係る審査と一体として行われた後、それぞれの認可処分については法令の定めるところによりそれぞれ適切に行われている。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

#### (2) その他の本件審査請求の審理の対象外の事項について

審査請求書及び口頭意見陳述の内容等を精査したところ、審査請求人らは、本件申請の審査に係る資料に「黒枠・白抜き」があること、審査請求人らの申入書提出を受け付けなかった申請者は原子炉を運転する資格がないこと等について、多岐にわたり主張するようであるが、いずれも本件運転期間延長認可に関する事項以外について主張するものであり、これらは本件審査の対象ではない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。



#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 45 条第 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 2 年 月 日

審査庁 原子力規制委員会

(教示欄)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(案)

原規規発第 号  
令和 年 月 日

審査請求人

総代 殿

総代 殿

総代 殿

原子力規制委員会

## 執行停止申立てに対する決定について（通知）

平成31年2月6日付けをもって執行停止申立て（以下「本件執行停止申立て」という。）のあった、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の32第2項の規定に基づく日本原子力発電株式会社東海第二発電所（以下「本件発電所」という。）の運転期間延長認可（以下「本件運転期間延長認可」という。）については、下記の理由により、その執行を停止しないこととしたので、通知します。

### 記

理由

#### 第1 審査請求人らについて

執行停止申立てに関する決定は、審査庁が係争処分についての終局判断をなすまでの間、審査請求人らの権利保全の必要があると認めるときに、暫定的措置としてなす付随的処分であるため、審査請求人らが執行停止申立てを行う前提として、本案に対する審査請求人らの審査請求人適格が認められる必要があるところ、審査請求人らの中には、本件発電所から相当離れた地に住所を有する者もあり、審査請求の適格を有するか否か定かではない者もいる。

しかしながら、行政庁の違法又は不当な処分に関し、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の趣旨を重視し、当該一部審査請求人らについて審査請求の適格を欠くものとして本件審査請求を却下することはせず、この点についての判断は留保した上で、本件執行停止申立てに対する判断を行った。

## 第2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があるとは認められないことについて

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第4項の「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」と認められるためには、審査請求人らは、本件運転延長期間延長認可によって申立人らにいかなる具体的・現実的な損害が発生し、その損害が重大であり、かつ、その損害を避けるために本件保安規定変更認可を執行停止する緊急の必要性があることについて主張・立証すべきところ、本案において本件運転期間延長認可の違法性、不当性を主張するにとどまり、行政不服審査法第25条第4項の要件について具体的に主張・立証をしていない。また、本件運転期間延長認可に係る申請は原子炉等規制法第43条の3の32第5項に適合するものであると認められること、第3に述べるところにより本案について理由がないことから明らかなおり、重大な損害を避けるため緊急の必要があると認められる具体的事実は見受けられない。

以上によれば、行政不服審査法第25条第4項の「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」ことに関する申立人らの主張を勘案しても、行政不服審査法第25条第4項の「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」ことは認められない。

## 第3 本案について理由がないとみえることについて

### 1 本件運転期間延長認可の違法性又は不当性について

審査請求人らは、本件運転期間延長認可に違法又は不当な点を主張するので、以下検討する。

- (1) 「格納容器スタビライザ」の耐震安全性評価が不当であるとの主張について  
審査請求人らは、①格納容器と圧力容器の間で地震の揺れを吸収する構造材である「格納容器スタビライザ」の基準地震動に係る耐震安全性評価に関し、発生応力値(982MPa)が評価基準値(393MPa)を大きく超えていること、②疲れ累積係数(0.834)が1にとっても近いこと、③申請者の耐震安全性に係る

申請内容は「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長認可申請の実用炉規則第 114 条への適合性に関する審査結果（平成 30 年 11 月原子力規制庁）」の「2. 2. 2. 1 低サイクル疲労の評価」における「運転開始後 60 年時点の期間において、運転開始から評価実施日までの過渡回数の発生頻度の 1.5 倍以上の値を設定していること」との記載に反していること、④本件発電所の耐震性について基準地震動の大幅な引上げに伴い全体の評価を見直すべきであること等を主張するようである。

しかしながら、①については、審査請求人らの指摘する評価部位について処分庁は、工事計画認可に係る審査において、申請者が「原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1」に基づき、応力分類の一つである「1 次 + 2 次応力」の評価結果が許容応力である「3 S」を超えるものの、「3 S を超えるときは弾塑性解析を行うこと」という同指針の記載を踏まえ、「設計・建設規格（J S M E S N C 1 - 2005）P V B - 3300」に基づいて簡易弾塑性解析を行い、疲れ累積係数が 1 以下であり、耐震性を有するとしたことを確認している。その上で、本件運転期間延長認可に係る審査において、延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮してもその疲労評価に変更を要しないことを確認している。

②については、疲れ累積係数とは、地震等によって生ずる応力の繰り返し回数と許容繰り返し回数の比を指すところ、同係数が 1 以下の場合には、その数値如何にかかわらず、設計上考慮した地震力等によって繰り返し応力が発生したときであってもその評価部位が疲労破壊しないと判断できるものである。

③については、審査請求人らの引用する低サイクル疲労評価は、地震によって生ずる応力の繰り返しを考慮するものではなく、原子炉の起動・停止などの過渡事象によって疲労破壊しないかを確認する評価であり、耐震安全性評価とは異なる。

④については、処分庁は、工事計画認可に係る審査において、新規制基準を踏まえた基準地震動に基づく本件発電所の耐震性が確保されていることを確認しており、その上で、本件発電所が延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮しても実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 6 号）に定める基準に適合するものであることを確認している。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

- (2) シュラウドサポートを監視しながらの運転継続を認めるべきでないとの主張について

審査請求人らは、運転期間延長認可を受ける原子炉は大きな経年劣化の形跡がどこにも見られない程度のものでなければならず、現在ひび割れが発生しているシュラウド<sup>1</sup>について、監視しながらの運転継続を可能とする判断は、運転期間延長認可の審査において導入すべきことではないなどとし、本件発電所の第 21 回定期検査（平成 17 年度）において認められたシュラウドサポート溶接部のひび割れについて主張するようである。

しかしながら、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「実用炉規則」という。）第 114 条は運転期間延長認可の基準を「延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するものとする」としており、本件申請において、申請者はシュラウドサポート<sup>2</sup>について、亀裂を保守的に模擬した解析モデルによる評価を実施し、運転開始後 60 年時点を包絡する期間の健全性を確認した。以上のことから、処分庁は本件発電所が経年劣化事象を考慮した耐震安全性評価についての要求事項を満足し、運転期間延長認可の基準に適合していると判断した。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

### (3) ケーブルの耐用年数に係る主張について

審査請求人らは、本件発電所を再稼働するには耐用年数に達しているケーブルを全部新品に交換しなければならない、ケーブルの性能試験において劣化が進んだケーブルではなく新品のケーブルで検証していることは不十分であるなどと主張するようである。

しかしながら、審査請求人らの指摘する「ケーブルの耐用年数」は布設環境や使用状況により大きく変化するものであり、一律にある値に定められるものではない。その上で、運転期間延長認可の基準は、前記(2)において述べたとおり、実用炉規則第 114 条において「延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するものとする」としており、本件申請において、申請者はケーブルの劣化の評価においては、劣化処理後の供試ケーブルを用いた環境認定試験による健全性評価を実施し、ケーブルに有意な絶縁低下が生じないことを確認している。

---

<sup>1</sup> 沸騰水炉の炉心支持構造物の一つで、炉心部を構成する燃料集合体や制御棒を内部に収容する円筒状の構造物

<sup>2</sup> シュラウドを支持する構造物

また、環境認定試験の結果、有意な絶縁低下と判断する値になる期間が、延長しようとする期間に満たないものについては、その期間に至る前までに取替を行うことを長期保守管理方針として定めている。以上のことから、処分庁は本件発電所が電気・計装設備の絶縁低下について要求事項を満足し、運転期間延長認可の基準に適合していると判断した。

なお、審査請求人らは、新規制基準においては、全てのケーブルを難燃性ケーブルで敷設するように求められているかのように主張する。しかしながら、審査請求人らの主張は火災防護対策に係る事項と解されるところ、これは実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(原規技発第1306195号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))に基づき基本設計ないし基本的設計方針として設置変更許可の段階で審査される事項であり、本件審査の対象ではない。また、同審査基準は、安全機能を有する構造物、系統及び機器は、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計であることを求めるものの、当該構造物、系統及び機器の材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)である場合、もしくは、当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術的に困難な場合であって、当該構造物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構造物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合は、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計が求められているものではない(同審査基準2.1.2)。申請者は、設置変更許可に係る審査において、非難燃ケーブルを使用する場合は、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保するため、防火シート等により複合体を形成する方針を示しており、処分庁はこれにより、火災が発生することを防止するための措置が講じられているとして、基準に適合していることを確認している。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

## 2 本件審査請求に係る事由のうち本件運転期間延長認可に係る審査の対象でないもの

本件審査請求に係る事由のうち以下のものは、本件運転期間延長認可に係る審査の対象でないので、審査請求人らの主張には理由がない。

以下、個別に理由を述べる。

### (1) 保安規定変更認可に係る申請又は審査が不当であるとの主張について

審査請求人らは、①申請者は平成25年10月7日までに保安規定変更認可を

申請しておらず、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 4 号）附則第 11 条に違反していること、②運転期間延長の認可をした同日付けで処分庁が行った保安規定変更認可について、審査がなされていないこと等を主張するようである。

しかしながら、審査請求人らの主張する原子炉施設保安規定の変更申請は、審査請求人らが取消しを求める本件運転期間延長認可に係る申請とは別の申請であるので、本件運転期間延長認可と関係がないことは明らかであり、本件審査請求の審査対象ではない。

なお、①については、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則附則第 11 条の規定は、原子力発電所内の規制を原子炉等規制法に一元化するため、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の業務を原子炉等規制法に位置付けたこと等に伴い、これらの業務等に係る事項を平成 25 年 10 月 7 日までに変更申請させることとしたものであり、申請者は平成 25 年 9 月 24 日付け発総室発第 64 号で、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 24 第 1 項の規定に基づき、本件発電所の保安規定変更認可を申請しており、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則附則第 11 条に違反しているとは認められない。

②については、審査請求人らの主張する運転期間延長の認可と同日付けの保安規定変更認可は、高経年化技術評価の結果を踏まえた長期保守管理方針の変更（追加）を内容とするものである。この高経年化技術評価は、申請者において本件申請の前提たる劣化状況評価と一体としてなされたもので、処分庁におけるその審査も本件申請に係る審査と一体として行われた後、それぞれの認可処分については法令の定めるところによりそれぞれ適切に行われている。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

## (2) その他の本件審査請求の審理の対象外の事項について

審査請求書及び口頭意見陳述の内容等を精査したところ、審査請求人らは、本件申請の審査に係る資料に「黒枠・白抜き」があること、審査請求人らの申入書提出を受け付けなかった申請者は原子炉を運転する資格がないこと等について、多岐にわたり主張するようであるが、いずれも本件運転期間延長認可に関する事項以外について主張するものであり、これらは本件審査の対象ではない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

以上によれば、本件執行停止申立ての本案である審査請求における審査請求人らの主張との関係で、本件運転期間延長許可に違法又は不当な点はない。

したがって、行政不服審査法第 25 条第 4 項ただし書の「本案について理由がないとみえるとき」に該当する。

#### 第 4 結論

上記第 2 のとおり、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」ことは認められず、仮に「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」と認められると仮定した場合でも、上記第 3 のとおり、「本案について理由がないとみえるとき」に該当することから、平成 31 年 2 月 6 日付けをもって執行停止申立てのあった本件運転期間延長認可については、その執行を停止しないこととした。